

青森県知事意見（平成31年1月24日）

（仮称）青森西北沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書
に対する環境の保全の見地からの意見

- 1 対象事業実施区域及びその周辺の海域では、本事業を含む 3 事業が計画されている。現時点では、これら 3 事業の対象事業実施区域が重複しており、風力発電設備が過密に設置されることが想定されるため、これらの事業の実施に伴い、周辺環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業者間で十分な協議及び調整を行った上で、対象事業実施区域及び風力発電設備の配置・規模を再検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 2 累積的な環境影響が考えられる環境影響評価項目として、騒音及び超低周波音、風車の影、鳥類、景観を選定しているが、これらの項目に係る影響のほか、流向・流速の変化に伴う海底・海浜への影響や海域に生息・生育する動植物への影響が考えられることから、流向・流速及び海域に生息・生育する動植物を累積的な環境影響が考えられる環境影響評価項目に追加し、適切な手法により予測及び評価を行うこと。
- 3 鳥類の調査について、海鳥及び渡り鳥は調査日によって確認される個体数に大きな差があるため、調査日数及び回数が少ない場合、これらの鳥類の生息状況を把握できないおそれがあることから、地元の複数の専門家から聴き取りした上で、適切な調査日数及び回数を設定すること。
- 4 渡り鳥の調査について、春と秋の渡りは年ごとに変動が見られ、短期間に集中して行われることから、春季は残雪状況及び秋田県・岩手県における移動状況、秋季は北海道における移動状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。

- 5 鳥類、潮間帯生物及び海棲哺乳類に係る調査について、調査地点が対象事業実施区域の全域に及んでいないため、これらの動物の生息状況を把握できないおそれがあることから、風力発電設備の配置を勘案し、次のとおり適切な調査地点を追加すること。
- (1) 鳥類のレーダー調査地点に折腰内海水浴場及び平滝沼付近の沿岸を追加
 - (2) 潮間帯生物の調査地点に十三湖河口部前面海域及び平滝沼付近の前面海域を追加
 - (3) 海棲哺乳類の調査地点に小泊半島南側海域及び鱒ヶ沢町の前面海域を追加
- 6 風力発電設備の基礎構造は着床式（モノパイル式、ジャケット式、サクシオンジャケット式）とする計画であるため、基礎の杭打工事により発生する水中騒音が海域に生息する動物に影響を及ぼすおそれがあることから、建設機械の稼働に係る海域に生息する動物を環境影響評価項目に追加し、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 7 海藻草類に係る調査について、調査地点として藻場が分布している沿岸の3地点を設定しているが、対象事業実施区域は海岸線に沿って南北に長く、また、風力発電設備は沖合にも設置されるため、当該草類の生育状況を把握できないおそれがあることから、当該設備の配置を勘案し、適切な調査地点を追加すること。